

令和2年度決算に係る定期監査結果に基づく指摘事項

I 収入事務

(ページ)

- 1 雑入の収納について（河川課）…………… 1

II 支出事務

- 2 支出負担行為の事務手続について（教育総務課）…………… 2
- 3 支出負担行為の事務手続について（鳥取緑風高等学校）…………… 2
- 4 支出負担行為の事務手続について（男女共同参画センター）…………… 3
- 5 支出負担行為の事務手続について（人権教育課）…………… 3
- 6 支出負担行為の事務手続について（県民参画協働課）…………… 4
- 7 支出負担行為の事務手続について（ささえあい福祉局子ども発達支援課）…………… 4
- 8 支出負担行為の事務手続について（農業振興戦略監とっとり農業戦略課）…………… 5
- 9 契約締結の事務手続について（淀江産業廃棄物処理施設計画審査室）…………… 5
- 10 契約締結の事務手続について（農地・水保全課）…………… 6
- 11・12 支出負担行為の事務手続について（鳥取県土整備事務所）…………… 6
- 13 支出負担行為の事務手続について（教育総務課）…………… 7
- 14 支出負担行為の事務手続について（高等学校課）…………… 7
- 15 契約締結の事務手続について（厚生病院）…………… 8
- 16 支出負担行為の事務手続について（通商物流課）…………… 8
- 17 支出負担行為の事務手続について（雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク）…………… 9
- 18 支出負担行為の事務手続について（小中学校課）…………… 9
- 19 支出負担行為の事務手続について（高等学校課）…………… 10
- 20 支出負担行為の事務手続について（博物館）…………… 10
- 21 支出負担行為の事務手続について（体育保健課・鳥取商業高等学校・米子南高等学校）…………… 11
- 22 支出負担行為の事務手続について（鳥取商業高等学校）…………… 11
- 23 支出負担行為の事務手続について（青谷高等学校）…………… 12
- 24 支出負担行為の事務手続について（米子東高等学校）…………… 12
- 25 支出負担行為の事務手続について（米子南高等学校）…………… 12
- 26 支出負担行為の事務手続について（鳥取聾学校）…………… 13
- 27 返納金の戻入について（公文書館）…………… 13
- 28 資金前渡した経費の精算について（高等学校課）…………… 13

III 契約事務

- 29 予定価格調書の作成について（文化財局とっとり弥生の王国推進課）…………… 14
- 30 予定価格調書の作成について（病院局総務課）…………… 14
- 31 予定価格の決定について（東部県税事務所）…………… 14
- 32 予定価格の決定について（文化政策課）…………… 15
- 33 予定価格の決定について（観光交流局観光戦略課）…………… 15
- 34 見積書の徴取について（博物館）…………… 16
- 35 契約書の作成について（鳥取看護専門学校）…………… 16

IV 補助金等事務

- 36 負担金の変更承認等について（健康医療局医療・保険課）…………… 17

V 財産管理事務

- 37 物品の不用決定について（文化政策課）…………… 18
- 38 固定資産の実地照合について（中央病院）…………… 19

I 収入事務

1 雑入の収納について（河川課）

内 容
<p>雑入（河川法第67条による原因者負担金）について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 調 定 額 : 936,182,254円・ 収入済額 : 6,000円・ 未収金額 : 936,176,254円 <ul style="list-style-type: none">・ 智頭町内の土砂崩落(H14.1)に係るもの 889,259,046円・ 鳥取市内の河川へのPCB流出に係るもの 46,917,208円

II 支出事務

2 支出負担行為の事務手続について（教育総務課）

内 容	
読書感想文・絵てがみコンクール巡回展に係る施設利用について、支出負担行為を行っていなかった。	
・概	要：契約書を作成する案件であり、支出負担行為で処理すべきところを一般起案で事務処理を行った。
・相手方	：A（株）
・契約金額	：55,000円
・一般起案日	：R2.7.27
・決裁日	：R2.7.27
・契約日	：R2.8.3
・支出負担行為兼 支出命令起案日	：R2.8.3
・決裁日	：R2.8.3
・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足	
・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	

3 支出負担行為の事務手続について（鳥取緑風高等学校）

内 容	
貸切バス代金（使用料及び賃借料）について、支出負担行為を行っていなかった。	
・概	要：支出負担行為書により行わなければならない支出を、支出負担行為兼支出仕訳書で支出できると誤認し口頭発注した。支出負担行為兼支出仕訳書の審査の際に統括審査課から指摘されて気付いた。
・相手方	：B（株）
・見積書受理日	：R2.8.25
・契約金額	：268,400円
・バス利用日	：R2.10.9
・支出負担行為兼 支出仕訳書起案日	：R2.10.20
・決裁日	：R2.10.20
・発生の原因：担当者及び上司の規則等の確認不足	
・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	

4 支出負担行為の事務手続について（男女共同参画センター）

内 容	
<p>倉吉未来中心保守点検業務等委託費用負担金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	<p>要：施設管理者には除雪業務委託料の負担がある場合は年度内に知らせてもらうよう依頼していたにもかかわらず事前の要請はなく、施設管理者から令和3年4月28日に令和3年3月分の負担金の請求を受け、初めて駐車場除雪業務委託料の負担金があることを認識したもの。除雪費用は当初予算で措置済みであり、また、当初の支出負担行為時に除雪費用の負担があるかもしれないことについては認識していた。</p>
・相手方	<p>（公財）C</p>
・支出負担行為済額	<p>1,787,782円</p>
・変更支出負担行為額	<p>14,699円（駐車場除雪分） （増額）</p>
・請求日・受理日	<p>R3.4.28</p>
・支出負担行為起案日	<p>R3.4.30</p>
・支出負担行為決裁日	<p>R3.4.30</p>
・遅延日数	<p>30日（年度終了のR3.3.31から算定した。）</p>
・発生の原因	<p>担当者及び上司の進行管理不足</p>
・指摘の考え方	<p>支出負担行為が適期に行われていない</p>

5 支出負担行為の事務手続について（人権教育課）

内 容	
<p>性的マイノリティの人権学習会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあった。</p>	
・概	<p>要：学習会の企画と会計処理をそれぞれ別の職員が担当しており、担当者間での認識の違いから、支出の必要な費用の擦り合わせが十分でなかった。講師から謝金の支払が確認できない旨の連絡により未払が判明したもの。支出負担行為を令和2年度中に行えなかったことについては統括審査課と協議し、令和3年度に入ってから令和2年度予算で支出負担行為を行った。</p>
・支給対象者	<p>1名</p>
・科目及び金額	<p>報償費 30,000円</p>
・開催日	<p>R2.10.7</p>
・支出負担行為起案日	<p>R3.4.19</p>
・支出負担行為決裁日	<p>R3.4.19</p>
・遅延日数	<p>6か月12日</p>
・発生の原因	<p>担当者及び上司の進行管理不足</p>
・指摘の考え方	<p>支出負担行為が適期に行われていない</p>

6 支出負担行為の事務手続について（県民参画協働課）

内 容	
<p>令和2年度とっとり若者広聴レンジャーとしての広聴活動等に係る委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	要：広聴レンジャーとして高校生の2グループ11名が活動を開始した後に、活動開始日を委託期間の始期として契約何を行っていた。
・契約方法	法：随意契約（1者）
・相手方	方：団体D、団体E
・契約額	額：100,000円×2団体
・委託期間	間：R2.8.7～R3.2.28
・契約日	日：契約金額50万円未満につき請書の徴取省略
・支出負担行為起案日	日：R2.9.7
・支出負担行為決裁日	日：R2.9.11
・遅延日数	数：1か月4日
・発生の原因	因：担当者及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	方：支出負担行為が適期に行われていない

7 支出負担行為の事務手続について（ささえあい福祉局子ども発達支援課）

内 容							
<p>医療的ケア児等の地域生活支援を担う看護職員等養成研修事業委託業務契約外1件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>							
・概	要：相手方が契約締結前に当該業務に係る調整を開始していたことは承知していたが、調整業務開始前に支出負担行為を行い、契約を締結しておかないといけないという認識がなかった。発注何や契約何の際も、契約締結日や契約期間、支出負担行為の日を遡ったり、契約書に遡及効を設ける等の対応は行っていなかった。						
業務名	相手方	委託料 (円)	支出負担行 決裁日	契約 締結日	契約 期間	業務開始日 (報告書で確 認できた日)	遅延 日数
医療的ケア児等の地域生活支援を担う看護職員等養成研修事業委託業務契約	(公財) F	1,248,065	R2.8.18	R2.8.18	R2.8.18 ～ R3.3.20	R2.5.29	2か月 20日
リハビリテーション関連事業所職員研修実施業務	(一社) G	117,555	R2.10.19	R2.10.19	R2.10.19 ～ R3.1.29	R2.6.2	4か月 17日
・発生の原因	因：担当者及び上司の進行管理不足						
・指摘の考え方	方：支出負担行為が適期に行われていない						

8 支出負担行為の事務手続について（農業振興戦略監とっとり農業戦略課）

内 容	
<p>スマート農業技術の実証及び検証業務に係る委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	要：令和元年度から引き続き行っている事業であり、契約書に令和2年4月1日から遡及的に適用できる旨の規定を設けていた。
・契約方法	法：随意契約（1者）
・相手方	方：(株) H
・契約額	額：1,678,527円
・委託期間	間：R2.4.3～R3.3.31 (ただし、令和2年4月1日からの遡及効とする。)
・契約日	日：R2.4.3
・支出負担行為起案日	日：R2.4.2
・支出負担行為決裁日	日：R2.4.3
・遅延日数	数：2日
・発生の原因	：担当者及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

9 契約締結の事務手続について（淀江産業廃棄物処理施設計画審査室）

内 容		
<p>淀江産業廃棄物処理施設計画地周辺地下水等調査に係る土地賃貸借契約について、遡って契約していた。</p>		
・概	要：契約の相手方と貸付開始日を交渉中、相手方との交渉が急遽まとまったため、貸付契約日以後に契約の事務手続を行うこととなり、契約事務手続が遅延した。	
・契約方法	法：随意契約（1者）	
	契約の相手方	個人 I
	契約金額	101,342円
	契約期間	R2.7.1～R3.3.31
	契約日	R2.7.1
	契約伺起案日	R2.7.8
	支出負担行為決裁日	R2.7.8
	遡り日数	7日
		個人 J
	契約金額	18,016円
	契約期間	R2.7.1～R3.3.31
	契約日	R2.7.1
	契約伺起案日	R2.7.8
	支出負担行為決裁日	R2.7.8
	遡り日数	7日
・発生の原因	：担当者及び上司の進行管理不足	
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない	

10 契約締結の事務手続について（農地・水保全課）

内 容	
<p>ため池の低水位管理検討事業委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	要：事業の委託を行うに当たり、相手方へ受託研究申込をし、研究受入決定通知を受領後に支出負担行為の起案を行ったが、契約締結日を相手方が設定するため、契約締結設定日後となった。
・受託者	（大）K
・契約方法	随意契約（1者）
・受託研究申込	R2. 4. 14
・受託研究受入決定	R2. 4. 27
・契約日	R2. 4. 28
・支出負担行為起案	R2. 4. 30
・支出負担行為決裁	R2. 5. 7
・遅延日数	9日
・発生の原因	受託者の意向、担当者及び上司の規則等の認識不足
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

11・12 支出負担行為の事務手続について（鳥取県土整備事務所）

内 容	
<p>大路川西大路排水機場ほか6箇所に係る自家用電気工作物保安管理業務委託契約について、次のような状況が見受けられた。</p>	
<p>（1）支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	要：業務の性質上、年間契約の必要があるが、見積合わせが3月30日であったこと、相手方が作成する契約書の受領が4月3日となったことから、契約日を遡ることとなったもの。
・契約方法	随意契約
・契約の相手方	（一財）L
・契約金額	916,080円
・委託期間	R2. 4. 1～R3. 3. 31
・契約日	R2. 4. 1
・契約伺起案日	R2. 4. 3
・契約伺決裁日	R2. 4. 6
・遡り日数	5日
・発生の原因	担当者及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない
<p>（2）変更契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	要：倉田排水機場の設備増設（低圧受電から高圧受電へ、予備発電装置容量及び台数増等）に伴い、当該業務の変更契約が必要となったが、相手方から手数料と変更契約書の提示が設備変更後となったことから、契約日を遡ることとなったもの。
・変更後の契約金額	1,112,621円（196,541円の増）
・変更契約日	R2. 6. 16（設備の変更日）
・変更契約伺起案日	R2. 7. 16
・変更契約伺決裁日	R2. 7. 17
・遡り日数	1か月1日
・発生の原因	担当者及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

13 支出負担行為の事務手続について（教育総務課）

内 容	
<p>令和2年度健康管理担当医派遣に係る委託料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	要：岩美高等学校が令和2年3月下旬に予算主務課である教育総務課に令達を依頼し、年度当初に令達する旨の回答を得ていたが、教育総務課の担当者が異動し引継ぎがうまく行われず令達が遅れたことにより遅延が生じたもの。
・業務期間	間：R2.4.1～R3.3.31
・令達日	：R2.4.22
・支出負担行為起案日	：R2.4.22
・支出負担行為決裁日	：R2.4.24
・支出負担行為額	：54,750円
・遅延日数	：23日
・発生の原因	：担当者及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

14 支出負担行為の事務手続について（高等学校課）

内 容	
<p>地域みらい留学2020年度参画契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・概	要：契約は各学校長が締結し、登録料の支払いは高等学校課が行った。各学校、高等学校課ともに契約時に支出負担行為が必要という認識がなく、高等学校課は各校から契約書の写しを受理した後に支出負担行為を行った。
・契約形態	：随契契約（1者）
・相手方	：（一財）M
・契約者	：青谷高等学校長、倉吉農業高等学校長、日野高等学校長
・契約日	：R2.4.1
・支出負担行為額	：2,640,000円（880,000円×3校）
・請求書の日付	：R2.5.22（受付印：R2.7.15）
・支出負担行為起案日	：R2.7.15
・支出負担行為決裁日	：R2.7.15
・遅延日数	：3か月14日
・支払日	：R2.7.29
・発生の原因	：担当者及び上司の規則等の認識不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない

15 契約締結の事務手続について（厚生病院）

内 容	
<p>自動制御設備保守点検業務委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 概 要：委託業務を複数年契約することにより、費用の削減と業務の効率化を図るため令和元年11月補正で債務負担行為を設定したが、令和元年度中に契約締結すべきところ、担当者が業務多忙のため令和元年度中に契約締結できなかった。そのため、複数年契約することができず、令和2年度の単年度予算執行とした。なお、令和2年度に債務負担行為を再度設定し、令和3年度～5年度の3年間の契約を締結している。 ・ 債務負担行為 設定年度：令和元年度（令和元年11月議会設定） 契約年度：令和2年度 ・ 債務負担行為 期 間：令和2年度～4年度 ・ 契約形態：制限付一般競争入札 ・ 予算額：35,565,000円（3年間分） ・ 予定価格：10,368,600円（1年間分） ・ 契約金額：9,658,000円 ・ 契約年月日：R2.5.28 ・ 契約期間：R2.5.28～R3.3.31 ・ 契約相手：N（株） ・ 発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	

16 支出負担行為の事務手続について（通商物流課）

内 容	
<p>ロシアのIT事情を知るWEBセミナーに係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給対象者：2名 ・ 科目及び金額：報償費 60,000円 ・ 開 催 日：R2.10.13 ・ 支出負担行為起案日：R2.10.22 ・ 支出負担行為決裁日：R2.10.22 ・ 遅 延 日 数：9日 ・ 発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	

17 支出負担行為の事務手続について（雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク）

内 容
<p>鳥取県立倉吉ハローワーク職員研修会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者：1名 ・科目及び金額：報償費 69,300円、特別旅費 5,192円 ・開催日：R2.10.14 ・支出負担行為起案日：R2.10.22 ・支出負担行為決裁日：R2.10.22 ・遅延日数：12日 <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の確認不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない

18 支出負担行為の事務手続について（小中学校課）

内 容							
<p>英語教育推進会議外7件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあつた。</p>							
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	
英語教育推進会議 (第1回) (2名)	報償費	60,000	R2. 6. 12	R2. 7. 31	R2. 8. 3	1か月 22日	
英語教育推進会議 (第2回) (2名)	報償費	20,000	R2. 11. 13	R3. 2. 4	R3. 2. 5	2か月 23日	
幼児教育・保育施設におけるミドルリーダー研修会 (1名)	報償費	30,000	R2. 9. 16	R2. 10. 29	R2. 10. 29	1か月 13日	
鳥取市小学校教育研究会 情報教育部研修会 (1名)	報償費	20,000	R2. 8. 5	R2. 8. 20	R2. 8. 25	20日	
<p>・業 務 名：民間企業と連携した先進的なプログラミング教育（出前授業）の講師派遣</p>							
派遣校	相手方	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数
青谷小学校	(株) O	報償費	120,000	R2. 12. 9	R3. 3. 22	R3. 3. 23	3か月 14日
宮ノ下小学校	(株) P	報償費	120,000	R3. 1. 22			2か月 1日
三朝小学校	(株) Q	報償費	120,000	R3. 2. 3			1か月 20日
和田小学校	(株) R	報償費	120,000	R2. 12. 23			2か月
<ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 							

19 支出負担行為の事務手続について（高等学校課）

内 容						
鳥取県教育審議会学校等教育分科会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあつた。						
回数 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数
第1回 (7名)	報酬 費用弁償	55,200 11,270	R2. 7. 3	R2. 8. 20	R2. 8. 24	1か月 21日
第3回 (8名)	報酬 費用弁償	71,400 20,130	R2. 11. 25	R3. 1. 12	R3. 1. 13	1か月 19日
第4回 (8名)	報酬 費用弁償	71,400 20,160	R2. 12. 22	R3. 1. 12	R3. 1. 13	22日
<ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 						

20 支出負担行為の事務手続について（博物館）

内 容						
企画展「輝いていた60's」の講演会等に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。						
業務名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数
講演会 (1名)	報償費 特別旅費	40,000 300	R2. 6. 14	R2. 6. 16	R2. 6. 16	2日
歴史講座 (1名)	報償費 特別旅費	40,000 16,300	R2. 7. 5	R2. 7. 7	R2. 7. 7	2日
<ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者の失念と上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 						

21 支出負担行為の事務手続について（体育保健課・鳥取商業高等学校・米子南高等学校）

内 容	
<p>運動部活動外部指導者に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
<p>○鳥取商業高等学校（体育保健課、鳥取商業高等学校いずれも処置）</p>	
・概	要：予算主務課である体育保健課からの令達が令和2年5月22日と遅延した。また、令達後に、令和2年6月2日付けで支出負担行為を行ったものの、指導時間数について再度の確認をしたため廃案し、7月に入り再起案した。
・支給対象者	：6名
・科目及び金額	：報償費 547,700円
・委嘱期間	：R2.4.24～R3.3.31
・支出負担行為起案日	：R2.7.3
・支出負担行為決裁日	：R2.7.4
・遅延日数	：2か月11日
<p>○米子南高等学校（体育保健課、米子南高等学校いずれも処置）</p>	
・概	要：予算主務課である体育保健課からの令達が令和2年5月22日と遅延した。また、指導日等の確認に時間を要し、起案も遅延した。
・支給対象者	：2名
・科目及び金額	：報償費 200,000円
・委嘱期間	：R2.4.3～R3.3.31
・支出負担行為起案日	：R2.10.8
・支出負担行為決裁日	：R2.10.9
・遅延日数	：6か月6日
<p>○米子東高等学校（体育保健課のみの処置）</p>	
・概	要：予算主務課である体育保健課からの令達が令和2年5月22日と遅延した。
・支給対象者	：7名
・科目及び金額	：報償費 700,000円
・委嘱期間	：R2.4.24～R3.3.31
・支出負担行為起案日	：R2.6.12
・支出負担行為決裁日	：R2.6.12
・遅延日数	：1か月19日
<p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	

22 支出負担行為の事務手続について（鳥取商業高等学校）

内 容	
<p>文化部活動地域専門指導者招へい事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
・支給対象者	：4名
・科目及び金額	：報償費 577,800円
・委嘱期間	：R2.4.7～R3.3.31
・支出負担行為起案日	：R2.6.2
・支出負担行為決裁日	：R2.6.2
・遅延日数	：1か月26日
<p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	

23 支出負担行為の事務手続について（青谷高等学校）

内 容						
<p>国際交流事業通訳料に係る経費外2件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概 要：①担当者が失念し、年度当初に支出負担行為を行っていなかった。 ②源泉徴収が必要という認識がなく、支出負担行為を行っていなかった。</p>						
業 務 名	科 目	契約額 (円)	業務期間	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数
①国際交流事業通訳料	役務費	15,000	R2. 4. 1 ～ 7. 31	R2. 7. 27	R2. 7. 29	3か月 28日
②青谷高校 広報推進事 業		ポスターデ ザイン料	40,000	R2. 4. 7 ～ 5. 31	R2. 5. 20	R2. 5. 20
	写真データ 使用料	55,000	R2. 4. 21 ～ 5. 31	R2. 5. 22	R2. 5. 22	1か月 1日
<p>・発 生 の 原 因：担当者及び上司の進行管理不足及び規則等の認識不足 ・指 摘 の 考 え 方：支出負担行為が適期に行われていない</p>						

24 支出負担行為の事務手続について（米子東高等学校）

内 容	
<p>鳥取県スポーツ指導者研修会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・支 給 対 象 者：2名 ・科 目 及 び 金 額：特別旅費 6,540円 ・開 催 日：R2. 11. 1 ・支出負担行為起案日：R2. 11. 5 ・支出負担行為決裁日：R2. 11. 5 ・遅 延 日 数：4日</p> <p>・発 生 の 原 因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指 摘 の 考 え 方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	

25 支出負担行為の事務手続について（米子南高等学校）

内 容	
<p>文化部活動地域専門指導者招へい事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・支 給 対 象 者：6名 ・科 目 及 び 金 額：報償費 1,080,000円 ・委 嘱 期 間：R2. 4. 6～R3. 3. 31 ・支出負担行為起案日：R2. 5. 18 ・支出負担行為決裁日：R2. 5. 19 ・遅 延 日 数：1か月13日</p> <p>・発 生 の 原 因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指 摘 の 考 え 方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	

26 支出負担行為の事務手続について（鳥取聾学校）

内 容
<p>文化・芸術活動を推進する人材育成事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者：1名 ・科目及び金額：役務費 10,000円 ・レッスン日：R2.10.23、11.13、11.20、11.27、12.4、12.11（6回） ・支出負担行為起案日：R3.1.5 ・支出負担行為決裁日：R3.1.6 ・遅延日数：2か月14日 <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない

27 返納金の戻入について（公文書館）

内 容
<p>つり銭に係る返納金について、戻入が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要 要：新鳥取県史全巻刊行記念シンポジウムでの刊行物販売のためのつり銭について、精算後の戻入が遅延していた。 ・資金前渡金額：30,000円 ・資金前渡日：R2.11.6 ・精算日：R2.11.10 ・戻入期限日：R2.11.20 ・戻入日：R3.3.16 ・遅延日数：3か月24日 <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の確認不足 ・指摘の考え方：資金前渡の精算が適期に行われていない(返納額の合計額1万円以上で3か月以上)

28 資金前渡した経費の精算について（高等学校課）

内 容
<p>資金前渡した新型コロナウイルス感染症発生時に備えるための経費について、精算の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要 要：所属の資金前渡受領口座に入金したことで返納が完了したと思い込んでしまい、返納が遅れた。 ・資金前渡金額：250,000円（食糧費） ・精算戻入額：250,000円 ・保有期間：R2.11.11～R3.1.3（長期保有できる経費） ・精算日：R3.1.7 ・返納通知年月日：R3.1.7 ・返納期限：R3.1.18 ・返納日：R3.3.15 ・遅延日数：1か月28日 <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：資金前渡の精算が適期に行われていない(返納額の合計額10万円以上で1か月以上)

Ⅲ 契約事務

29 予定価格調書の作成について（文化財局とっとり弥生の王国推進課）

内 容	
<p>青谷上寺地遺跡史跡活用事業業務の実施に係る委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。</p>	
・概	要： 予定価格の積算額が100万円以上であったが、 予定価格調書の作成を失念していた。
・相手方	： S協議会
・契約形態	： 随意契約（1者）
・契約日	： R2.4.1
・契約期間	： R2.4.1～R3.3.31
・ 予定価格	： 4,000,000円
・契約額	： 4,000,000円
・発生の原因： 担当者及び上司の規則等の認識不足	
・指摘の考え方： 予定価格の未決定（予定価格100万円以上）	

30 予定価格調書の作成について（病院局総務課）

内 容	
<p>顧問弁護士委託業務に係る契約について、予定価格調書を作成していなかった。</p>	
・概	要： 相手方が1者のみの随意契約であったため、予定価格調書の作成までは必要ないと誤認した。
・予算額	： 2,640,000円
・ 契約額	： 2,640,000円
・契約期間	： R2.4.1～R3.3.31
・発注伺起案日	： R2.2.28
・発注伺決裁日	： R2.2.28
・見積書受理日	： R2.3.6
・発生の原因： 担当者及び上司の規則等の認識不足	
・指摘の考え方： 予定価格の未決定（予定価格100万円以上）	

31 予定価格の決定について（東部県税事務所）

内 容	
<p>自動車税環境性能割・自動車税種別割申告書（報告書）等受付・審査業務に係る委託契約について、積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。</p>	
・概	要： 予定価格の決定は積算した額とすべきところ、他に考慮すべき事情がないにもかかわらず、 発注伺に千円未満の端数を切り上げて予定価格の積算として記載し、その額で予定価格を決定していた。
・ 予定価格の積算内訳の額	： 11,311,216円
・ 予定価格の積算	： 11,312,000円
・超過額	： 784円
・ 予定価格	： 11,312,000円
・ 契約金額	： 11,312,000円
・契約方法	： 随意契約（1者）
・発生の原因： 担当者及び上司の規則等への認識不足	
・指摘の考え方： 契約事務が著しく不適正	

32 予定価格の決定について（文化政策課）

内 容	
<p>県民文化会館空気調和設備部品更新業務に係る委託契約について、予定価格の積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。</p>	
・概	要：予定価格の決定に際し、発注伺に記載した予定価格の積算に違算があることに気付いたものの、正しい積算が予算額を上回っていたことから、予算額を予定価格として決定していた。
・契約形態	一般競争入札
・予定価格の積算	20,488,600円（違算）
・正しい積算額	23,626,900円
・予定価格	23,360,000円（予算額）
・契約額	23,360,000円
・発生の原因	担当者及び上司の規則等の認識不足
・指摘の考え方	契約事務が著しく不適正

33 予定価格の決定について（観光交流局観光戦略課）

内 容	
<p>観光客入込動態調査業務委託契約について、一般競争入札の結果不落札となったため、予定価格を増額変更して随意契約を行っていた。</p>	
・概	要：一般競争入札の不落札を理由とした随意契約では、 予定価格を変更することはできないが、誤って予定価格を増額していた。 会計指導課による会計実地検査において、当初の予定価格と実際の契約額の差額を、契約相手の同意を得て減額するよう指導を受け、当初予定価格と当初契約額の差額について、減額の変更契約を締結している。
・当初予定価格	2,896,850円
・変更後予定価格	3,059,650円
・当初契約額	2,915,550円
・当初予定価格と 当初契約額の差額	18,700円
・発生の原因	担当者及び上司の規則等の認識不足
・指摘の考え方	契約事務が著しく不適正

34 見積書の徴取について（博物館）

内 容					
<p>特型高演色LEDスポットライト（刀剣展示用）3台の購入に係る随意契約について、同じ見積書を物品請求書と契約・交付伺書に使用していた。</p>					
・概	<p>要：物品請求書に予定価格の積算の積算資料として添付した参考見積と、契約・交付伺書に添付した見積書が同じものであった。 （参考見積として受取った見積書のコピーに受付印を押し物品請求時に参考見積として使用した後、契約・交付伺書に見積書の原本に異なる日付の受付印を押し使用していた。）</p>				
	区分	見積書発行日	書類番号	受付日	見積額
	物品請求書 (参考見積書)	R3. 1. 28	No. 12515144	R3. 2. 12	363,000円
	契約・交付伺書 (見積書)	R3. 1. 28	No. 12515144	R3. 2. 25	363,000円
<p>・契約形態：随意契約（1者） ・納入業者：(株) T</p> <p>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</p>					

35 契約書の作成について（鳥取看護専門学校）

内 容	
<p>鳥取県立鳥取看護専門学校入学試験問題作成採点等業務委託契約について、契約書に添付すべき業務仕様書を添付していなかった。</p>	
・相手方	(株) U
・契約金額	1,445,400円
・契約期間	R2. 8. 4～R3. 1. 27
<p>・発生の原因：担当者及び上司の確認不足 ・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</p>	

IV 補助金等事務

36 負担金の変更承認等について（健康医療局医療・保険課）

内 容	
<p>鳥取県後期高齢者医療高額医療費負担金について、変更承認及び変更交付決定を行っていません。</p>	
・ 概 要	要：変更承認申請書を受理したが、簿冊に綴ったままで処理を行っていませんため、追加変更申請額を令和3年度に支出することになったもの。
・ 申 請 者	：V連合
・ 追加変更申請額	：225,401,733円
・ 変更承認申請日	：R3.2.4（受付印なし）
・ 発 生 の 原 因	：担当者及び上司の進行管理不足
・ 指 摘 の 考 え 方	：変更承認及び変更交付決定が行われていない

V 財産管理事務

37 物品の不用決定について（文化政策課）

内 容

指定管理者への物品貸付について、不用決定等を行う前に処分しているものがあった。

・概要

- ①令和2年度の物品確認で所在が確認できなかった。指定管理者との間で物品貸付契約を締結していなかった。
- ②故障や更新のため、指定管理者から県に返還する必要があったが、手続きをせず、指定管理者が処分していた。平成31年度に第4期指定管理を開始するに当たり物品貸付契約を締結しようとしたところ、第3期以前から貸与していた物品について返還等の手続きがされていないことに気付いたが、令和2年度に亡失等の手続きを行った。なお、いずれの施設も指定管理者は第1期（平成18年4月1日～平成21年3月31日）から同じ者が行っている。
- ③指定管理者から借受物品返還書を受領していた（H29.7.4受理）が、不用決定をしていなかった。

施設名 (指定管理者)	番号	品名	取得年月日	取得金額 (円)
県民文化会館 (公財W)	①	演台	H2.8.31	154,500
		オペラカーテン	H5.3.31	10,351,500
		プロジェクター用画像変換器	H19.6.29	584,713
	②	ビジネスキッチン	H5.6.30	103,659
		ビデオカメラ（VHS）	H5.6.30	133,694
		ビデオカメラ（8ミリ）	H5.6.30	126,381
		16ミリ映写機	H5.6.30	309,000
		カメラ	H5.6.30	133,694
		サービス台1	H5.8.31	257,500
		サービス台2	H5.8.31	257,500
		サービス台3	H5.8.31	257,500
		サービス台4	H5.8.31	257,500
		ポータブルミキサー	H7.5.31	209,090
		スライドプロジェクター	H9.6.19	141,750
		スライドプロジェクター及び映写台	H12.10.11	162,750
倉吉未来中心 (公財W)	②	収納卓	H13.2.28	609,000
		ベンチ1	H13.2.20	100,033
		ベンチ2	H13.2.20	100,033
		ベンチ3	H13.2.20	100,033
	③	ベンチ4	H13.2.20	100,033
		架本体1	H13.2.28	275,625
		架本体2	H13.2.28	275,625
		架本体3	H13.2.28	275,625
米子コンベン ションセンター (公財X)	②	ファクシミリ	H13.3.19	127,155
		コールドテーブル	H9.12.19	442,050
		液晶モニター(スタンド付移動型)1	H23.1.26	787,500
		液晶モニター(スタンド付移動型)2	H23.1.26	787,500
		催事案内入力及び表示ソフト	H23.1.26	1,575,000
情報制御用PC(管理端末)	H23.1.26	315,000		
計				19,310,943

- ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足
- ・指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正

38 固定資産の実地照合について（中央病院）

内 容

保管する固定資産について、固定資産台帳との照合を行っていなかった。

- ・概 要：平成30年度の新病院移転時に照合を実施したが、**保管する固定資産数が多大であり、照合に要する日時がとれないとして、令和元年度と2年度は照合作業を行っていなかった。**
- ・発 生 の 原 因：担当者及び上司の規則等の認識不足
- ・指 摘 の 考 え 方：物品の管理が著しく不適正